

民事信託の税制に注意

受益者連続信託に関する大阪国税局審理課の解釈

ご高承の通り大阪国税局は元本受益権の相続を受益者の連続であると考えて、元本受益権が相続される信託を受益者連続型信託の定義に含まれると解釈しています(課税第一情報平成20年5月28日第32号)。この情報は一般には公開されていませんが、情報公開法に基づき公開請求を求めることができます。税務データを扱うTainsからも取得することができます。私はこの大阪国税局の解釈をやや行き過ぎではないかと言った程度に思っていました。信じられないほどの「酷税」になることが分かったので報告します。

金銭信託の受益権を贈与する事例

この信託はごく普通の元本収益分離型の他益信託です。委託者がその生前に金銭100百万円、信託期間5年の信託をしました。収益は委託者の妻に、元本はその子に給付する旨の定めがありますが、受益者連続の定めはありません。妻又は子が信託満期前に死亡した場合は、信託が終了しないので、その受益権は相続されます。信託金は利率年0.2%期間5年の大口定期預金に運用します。信託収益は税込みで年20万円、信託満期までの合計で1百万円です。

さて、この信託は他益信託ですから、信託設定時に妻と子に贈与税が課されます。大阪国税局は、この信託は元本受益権が相続されるので、相続税法施行令1条の8第3号の「これらの信託に類するもの」に該当し受益者連続型信託になるので、相続税法9条の3の収益受益権の評価特例が適用されると解釈します。そうすると、妻が取得した収益受益権は信託財産の評価額100百万円と評価され、基礎控除110万円を控除して贈与税50百万円余を課されます(一般贈与税率、配偶者控除無し)。子が取得した元本受益権は評価額ゼロとされ課税されず、子の相続人も相続税を課税されませんが、信託が終了した時に、受領した信託財産100百万円に対し基礎控除を控除して50百万円余の贈与税が課されます(孫が未成年では一般贈与税率)。

この課税の結果、贈与税の合計額は100百万余になり、贈与を受けた信託金100百万円がすべて税金でなくなります。残るは信託金の運用益1百万円だけです。皆さんはこのような二重課税はあり得ないと思われると思います。筆者もそう思います。もしごく普通の元本収益分離型の信託に対しこのような厳しい課税がなされるなら、現行の信託税制を定めた相続税法の改正を国会で審議した時に、政府はそのことをきちんと説明すべきであったのではないのでしょうか。

租税法律主義と解釈通達

新たに租税を課すには法律又は法律の定める条件によることを必要とします(憲法84条)。しかし実務は法律ではない国税庁の法令解釈通達により行われています。現実には更に、法令解釈に関する情報、文書回答事例、更に前述のような地方の国税局の解釈情報を参考にして行われています。もとより通達や情報は、法律ではないので、これらと異なる課税が行われる可能性があります。納税者にとって課税の予測可能性を高め、課税の公平性を高める意味で有用です。しかし、前述のような解釈情報が出ると、たとえそれが国税庁の通達として発遣された公式見解でなくても、「情報」である以上、これが独り歩きし、先生方は顧客の保護のために対応せざるを得ません。これは通達行政ならぬ「情報」行政の弊害ではないのでしょうか。

9月の基礎研修は民事信託の税制

この問題の実務対応は、受益者連続型信託の信託行為の起案のときに、受益者のいずれかが死亡した時に信託が終了する旨の条文を入れることです。しかしそうすると、信託期間が終身になり、収益受益権の評価において、収益受益者と元本受益者のうち、年長者の平均余命を信託期間と考えてよいのか、受益者の年齢が近い場合は必ずしも年長者が早死にすると限らないので、保険数理を適用すべきか、いろいろ悩んでしまいます。

さて、9月の基礎研修では税理士松崎さくら先生から「民事信託組成後運営や相続時に出てきた税務上の課題」について解説があります。ぜひご視聴い

ただき参考にしてください。

(民事信託活用支援機構代表理事高橋倫彦)